

令和5年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行業務
委託業者選定プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校2学年時に実施する修学旅行の計画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約締結の日から令和6年3月31日

2 見積限度額

100,000円（消費税及び地方消費税、振込手数料、事前学習費用を含む）

※ただし、旅行実施時まで消費税増税の際も予算内であること。

3 資格要件

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条、若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条、若しくは第19条の規定に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、令和4年6月24日（金）までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、e-mailアドレスを、FAXでご連絡願います。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込期限：令和4年6月24日（金）15時【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和4年6月27日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

6 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

質問提出期限：令和4年6月20日（月）16時【必着】

申込先：問い合わせ先に同じ

提出方法：持参、郵送又はFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

回答日：令和4年6月21日（火）

回答先：上記5により申込みのあった全参加者

7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 別紙「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること

(イ) 提案書はA4版とし、表紙に「令和5年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること、なお、文書サイズは10ポイント以上にすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことが出来ない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表

ウ 見積書

見積もりの総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（任意様式）

(2) 提出期限等

期限：令和4年7月8日（金）

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和4年7月15日（金）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価規準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査審査し、最も優れた提案を行った者と次点者を決定する。

(2) 評価規準

項目	審査基準	配点
企画内容	成果が期待される提案内容か	30
業務遂行能力	委託業務を確実にする能力があるか	10
	業務の実施体制は整っているか	
事業実績	本業務に対する取組実績	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示：令和4年6月10日（金）
説明会：公示後随時
参加申込：令和4年6月24日（金）
提案資格の審査・確認結果通知：令和4年6月27日（月）
企画提案書の提出期限：令和4年7月8日（金）
ヒアリング実施：令和4年7月15日（金）
審査委員会：令和4年7月20日（水）
契約：令和4年7月22日（金）

12 契約の締結

県立十日町高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 問合せ先

〒942-1405 新潟県十日町市松之山光間39-1
県立十日町高等学校松之山分校 担当：小川弘義
電話番号：025-596-2025 FAX：025-596-2264

14 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない者とする。
- (3) 提案書等の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込を辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または、書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者

別紙

令和5年度県立十日町高等学校松之山分校2学年修学旅行

仕様書

1 旅行期間

令和5年10月24日（火）～ 10月27日（金） 3泊4日

2 旅行先

以下の「5旅行企画について」に適した地域とする。

3 予定人数

23人（生徒 21人 引率教員 2人）

4 予算

生徒一人あたり 100,000円以内（税込み、事前学習会経費を含む）

5 旅行企画

（1） 次の目的が達成できる旅行企画とすること

ア 地域の文化、歴史文化、自然、探求等の体験。

イ 団体生活や、現地の人との交流を通じて、人間的な視野を広げ、学校生活をより充実させる探究活動。

（2） 交通手段について

ア 旅行の目的を達するためにも最も適した、合理的で安全かつ確実な手段とすること。

（3） 活動形態について

ア 学年全体で行動し、学年全員の一体感を感じられる活動を含めること。

イ 生徒の自主性を尊重し、自立を促すために、班別自主研修等の少人数で判断し行動するような活動を含めること。

（4） 添乗員、看護師について

ア 各クラス一人以上の添乗員が同行することが望ましい。

イ 一人以上の看護師が同行する。ただし、現地対応のみも可能とする

（5） その他

ア 上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。

イ 事前学習の企画内容も提案すること。

県立十日町高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和 5 年度県立十日町高等学校松之山分校 2 学年修学旅行業務
公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申し込みます。
また、下記事項に相違ないことを誓います。

《資格要件に従って記載します》

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) （新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、）県税の未納がないものであること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条、若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条、若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

連絡担当者
所 属
氏 名
電 話
F A X
E - m a i l

別紙様式 2

令和 4 年 月 日

県立十日町高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和 5 年度県立十日町高等学校松之山分校 2 学年修学旅行業務
公募型プロポーザル参加辞退書

令和 年 月 日 付けで参加申込を行った標記プロポーザル協議について、下記の理由により参加を辞退します。

理由：